☆65-0688 保険年金課 国保年金係 保険年金課 国保年金係

でであることで、 付されていた期間を、保険料内するである。免除の該当日後に保険料を納また、さかのぼって法定免除となっまた、さかのぼって法定免除となっ 年金やり て保険料を納付することができるようあっても、本人が申し出た期間につい 国民年 ます。 金基金に加入 保険料納付期間 す

生活保護対象者) 見直し(障害年金受給者およる) びの

すみやかに手続きして申請できる期間が短/ 過去分の免除等は、

短く してくださ

ます

0)

申

-請が遅

ります ぼって

申請.

す の

ることができるようにな

まで

期間に

1ヶ月前 国民年

金保

はの

か付

さかの さか

に申り、免除

する取扱. 属する月

いとなりの単のが承認され

がります。

た場合、

行を還付で還付の時間

た後、

のっても、本人が申国民年金保険料の の法定免除期間で ることものは、付加 とができると同様に、過

の見直し国民年金付加保険料の納付期間

成26年3月分以降の保険料からが対象です。 同様に、過去2年分まで納付、国民年金付加保険料は、一般 ようになり ます。 般保険料 (ただし、

の見直し国民年金保険料の免除申請期間

平成26年 4月から 玉

特例期間の保険料還付免除、納付猶予および の見直し

国民年金保険料を前納した 〇**申請免除の方** するか選択できるようにな 国民年金保険の大 納付済期間とするか、保険料を還付当日に属する月以降の期間を保険料 免除に該当. た場合、 ようになり 法定免除の

の法定

~生活困窮などにより減免~

保険料の納付がどうしても困難な場合で、次の11~ 3に該当する場合、介護保険料が減免されます。

- 1 不慮の災害等により生活の基盤となる資産に甚 大な損害を被った方
- 2 事業の休廃業、失業、疾病・負傷等より収入が減 少し、生活が著しく困難になった方
- 3 恒常的に生活が困窮していると明らかに認めら れる場合で、次の要件をすべて満たす方

- •世帯全員の市民税が非課税であること(介護保 険料段階が1~4段階の方ただし生活保護受給 者でない方)
- ・世帯全員の前年収入金額の合計額が100万円 以下であること。ただし世帯員が複数いる場合 は1人増加するごとに40万円を加算します。

- 市民税が課税の方と生計を共にしていないこと。
- 市民税が課税の方に扶養または援助を受けてい ないこと。(金銭的な援助だけでなく、住まい・ 食事の提供・公共料金の負担等あらゆる経済的 な面において扶養・援助を受けていないこと)
- •世帯全員の預貯金等の合計額が100万円以下 であること。
- 世帯全員の資産等を活用してもなお生活が困窮 していること。
- 介護保険料の滞納がないこと。または、分納誓 約等を履行していること。

※詳しい要件、申請方法、添付書類等は、長寿福祉課 介護保険係までお問い合わせ下さい。

問い合わせ

長寿福祉課 介護保険係 ☎65-0698 /ma63-4085

平成26. 後期高齢者医療制度の保険料率を改定

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。

医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、平成26年4月1日から保険料率を 改定します。ご理解いただきますようお願いします。

平成26・27年度の保険料率(年額)

	区	分	保険料率		
			現 行 (平成24·25年度)	改定後 (平成 26・27 年度)	
	被保険者均等割額		41,704円	44,886円	
	所得割率	*	8.12%	8.73%	
	年間保険料の	の上限額	55万円	57万円	

※「所得割額」の計算方法・・・総所得金額等から基礎控除の33万円を差し 引いた金額×上記の割合

お一人ごとの平成26年度の保険料額は、 7月に郵便でお知らせします。

広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。 保険料試算ページ

http://www.shigakouiki.jp/seido/seido_05-03.html

保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます

■均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、 次の計算式を超えない方

≪改正前≫[基礎控除額(33万円)]+[35万円×世 帯の被保険者数」

≪改正後≫[基礎控除額(33万円)]+[45万円×世 帯の被保険者数1

■均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、 次の計算式を超えない方

≪改正前≫[基礎控除額(33万円)]+[24.5万円×世 帯の被保険者数(被保険者数-世帯主)|

≪改正後≫「基礎控除額(33万円)」+「24.5万円× 世帯の被保険者数」

現役並み)

に据え置か

ま

昭和19年

户

まで変更あ

問い合わせ

保険年金課

☎65-0689 / **☎**63-4618

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎077-522-3013

ホームページ http://www.shigakouiki.jp/



70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

(平成26年12月ま

区分	外来+入院(世帯単位)
上位所得者	150,000円+ (総医療費-500,000円)×1% 4回目以降限度額83,400円
一 般	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 4回目以降限度額44,400円
住民税非課税	35,400円 4回目以降限度額24,600円

70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

	, 5 减少工 5 7 (5) 自己共三 区 (7) 缺 /						
	区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)			
	現役並み所得者		44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 4回目以降限度額44,400円			
	一 般		12,000円	44,400円			
	住民税非課税	I	8,000円	24,600円			
	注欧依非赫依	I		15,000円			

肌合わせ

平成26年4月1日

保険年金課 国保年金係 ☎65-0688

非自発的失業者

係る軽減措置も拡大されま

限度額も据え置きにな して、払い戻しを受けることができます。より自己負担限度額を超えた分を高額療養費と (70歳未満の ヶ月の医 ケ月の医療費が 高額になっ ります になった際は、申請に月に変更される予定です) た際の自己負担

み所得者の人は3割のまま前生まれの人は2割となり、生まれの人は2割となり、が変更になりました。昭和26年度から、70歳から74歳 昭和 を改 1111年41年41年41 人の自己負 月2日

2014.4.1 50357

อนไว้ท 2014.4.1